

平成22年度事業計画（案）

国際商事法研究所の役割は、日本経済の国際的發展に寄与するため、商事に関する国際的法律問題の実証的な調査研究を行うことにある。

平成22年度は、これらの役割をより一層果たすため、次の諸事業を実施する。

▷事業関係

- (1) 会報（含む定期購読者）「国際商事法務」（月刊）を継続刊行する。
諸外国の商事関係法制の最新動向、ならびに国際商取引に伴って生じる各種法律問題をプラクティカルな視点に立って編集し、情報提供する。
- (2) マテリアルズ（随時刊）を継続刊行する。
国際商事法務に必要とされる各種原資料を厳選の上とりまとめ、予防法務の視点から実務の参考に資する。
- (3) 購入外国雑誌内容一覧（季刊）を継続刊行する。
継続受け入れている外国雑誌を増加するとともに、レファレンス・サービス等を充実する。
- (4) 月例会を適宜開催する。
時宜にかなったトピックを選定し、広く国内外から政府機関関係者、学者、弁護士等のエキスパートをゲストに迎え、最新情報を提供する。併せて積極的な討議の場となるように運営する。
- (5) 研修会を定期開催する。
学者・弁護士等斯界の専門家を講師に招き、国際法務部門担当者養成のための必須基礎知識コース並びに国際法務の第一線で有用とされる実践的な内容を盛り込んだ専門知識コースを開催する。
- (6) 「英文契約法律実務相談室」を開催する。
専門弁護士による英文契約実務の領域に関する相談を実施する。新たに大阪地区においても開設を予定している。
- (7) 米国ニューヨーク州継続法学教育提供・認定機関（認定期間／2009年9月26日～2012年9月25日）としての活動を引き続き実施し、広く関係者の便宜に供する。

▷研究調査関係

- (1) 研究委員会を開催する。
予定事業等の策定に際し、研究者の立場からの助言・検討を行う。

(2) 研究会を開催する。

従来から継続して行ってきた研究会を引き続き開催するほか、新たに国際M&A契約研究会を新設する。開催予定の研究会は、以下のとおりである。

1. 国際通商法研究会
2. 米国・EU独禁法判審決研究会
3. CIS・東中欧法研究会
4. 中国法研究会
5. アメリカン・ロイヤーズ・クラブ
6. チャイニーズ・ロイヤーズ・クラブ
7. イングリッシュ・ロイヤーズ・クラブ
8. 国際M&A契約研究会

(3) 海外調査研究

海外の政府関係機関、大学、諸団体、ローファーム等との協力関係を深めるため、ネットワークの構築につとめるとともに、関連の各種会議等への派遣につとめる。

(4) 文献資料の収集

国際商事法務に係る国内外の文献資料の収集ならびに整備につとめ、会員及び関係者の便宜に供する。

▷その他

運営委員会・懇談会を開催する。

事業運営、企画等について会員及び研究委員、事務局の三者が協議のため、随時開催することとする。

▷総務関係

新社团法人制度への対応に向けて、引き続き検討を行う。

▷広報関係

ホーム・ページを活用し、国際商事法務に係る情報を提供するとともに、当所が実施している事業の周知につとめる。